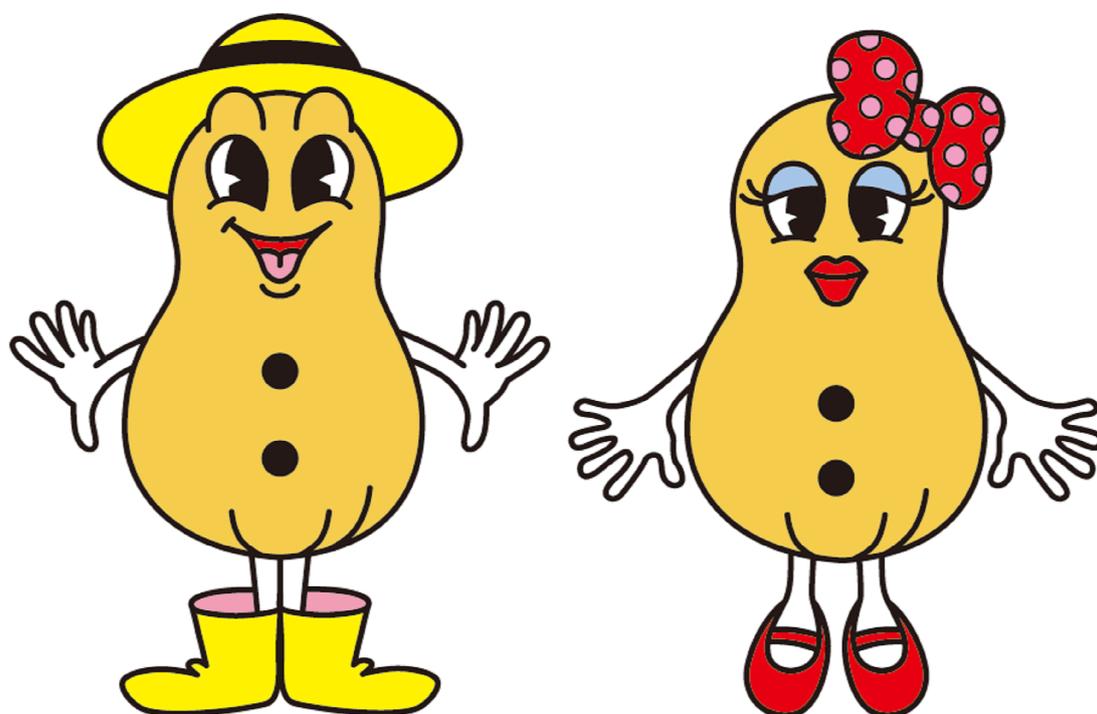


# 認可地縁団体設立の手引き

【令和6年1月改訂版】



八街市イメージキャラクター ピーちゃん ナツちゃん

## 【問合せ先】

八街市役所 総務部 市民協働推進課

TEL : 043-312-1140

FAX : 043-444-0815

E-mail : shiminkyodo@city.yachimata.lg.jp

# 目 次

## I. 認可地縁団体とは

---

1	自治会・町内会等の法人化	1
2	地方自治法の条文	1
3	法人化制度のいきさつ	1
4	認可申請できる団体	2
5	認可の要件	2

## II. 認可申請手続き

---

1	地縁団体の認可までの手続きの流れ	6
2	認可申請	7
3	申請にあたっての注意点	8
4	認可・告示	8
5	不認可の決定に対する異議申し立て	8

## III. 認可後の地縁団体について

---

1	認可地縁団体の印鑑登録	9
2	各種証明書の発行	9
3	不動産登記	10
4	税の申告について	10
5	各種課税関係	11
6	告示された事項に変更があった場合	12
7	規約を変更する場合	12
8	財産目録・構成員名簿の作成	12
9	団体が解散したとき	12
10	その他	12

## IV. 認可の取り消し・解散・合併

---

1	認可の取り消し	14
2	解散	14
3	合併	14

## V. 参考例・様式集

---

1	規約作成例	15
2	総会議事録作成例	26

3	財産目録作成例	28
4	申請書等の様式	
①	認可申請書（様式第1号）	30
②	構成員名簿（様式第2号）	31
③	承諾書（様式第3号）	32
④	代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（様式第4号）	33
⑤	代理人の有無（様式第5号）	34
⑥	区域内の人口及び世帯数（様式第6号）	35
⑦	認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（様式第7号）	36
⑧	告示事項変更届出書（様式第8号）	37
⑨	規約変更認可申請書（様式第9号）	38

## VI. 参考法令

---

1	地方自治法（地方自治法施行規則（省令）他関係法令を含む。）	39
2	八街市認可地縁団体印鑑条例	55
3	八街市認可地縁団体印鑑条例施行規則（様式）	58
①	認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）	59
②	認可地縁団体印鑑登録原票（様式第2号）	60
③	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号）	61
④	認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第4号）	62
⑤	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第5号）	63
⑥	認可地縁団体印鑑登録まっ消通知書（様式第6号）	64

# I. 認可地縁団体とは

---

## 1 自治会・町内会等の法人化

---

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上「**地縁による団体**」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得（法人化）し、法律上の権利義務の主体となることができます。

法人格を取得する目的としては、団体名義での不動産登記、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得などが挙げられます。

## 2 地方自治法の条文（第260条の2第1項）

---

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

## 3 法人化制度のいきさつ

---

従来、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の名義で登記ができなかったことから、会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記されていました。

その場合、

- (1)登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
  - (2)登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した。
  - (3)多数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。
- など、様々な問題が生じていました。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするため、自治会等に対し権利能力を取得する途が開かれました。

すなわち、自治会等は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等」を保有するため、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになり、団体名義で不動産登記などができるようになりました。地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可以外の手続き（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。

その後、令和3年5月の地方自治法の一部改正により、不動産の保有を前提としないものに見直され、地域的な共同活動を円滑に行うことが目的であれば認可を受けることができるようになりました（令和3年11月26日施行）。

#### 4 認可申請できる団体

(1) 申請できる地縁による団体は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

(2) 認可の対象となる団体は、自治会等のように区域に住所を有する人は誰もが構成員となれる「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体に限られ、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（例えば、性別や年齢など）を必要とする団体は除かれます。

#### 5 認可の要件（4つ）

##### (1) 目的

**その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている**と認められること。

※「**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動**」とは、自治会等が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なる活動を念頭においているものではありません。

回覧板、会報等での住民相互の連絡／清掃及び美化活動／防災及び防犯活動／市に対する要望等／集会所の維持管理／慶弔／街路灯の設置及び維持管理／盆踊り、お祭り、敬老会等の行事／レクリエーション活動等

※ 団体の活動目的が、スポーツや芸術などの特定分野のみである場合は、「**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動**」とは解されません。

※ 「**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的**」としているかは、自治会等の規約に掲げている目的により判断します。目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容を明らかにする必要があります。

※ 「**現にその活動を行っている**と認められること」は、自治会等の活動を示す書類等（▶7 ページ(5)地域的な共同活動を行っていることを記載した書類）により確認します。

## (2)区域

**その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**

※ 区域は、その自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域を認識できることが必要です。

※ 区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。

※ 区域は、その自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。

①「**相当の期間**」とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいい、具体的には、2年以上とします。従って、新設の団体は、その存続が2年に満たないものであれば、認可の対象とはなりません。

②区域は、現に存在している団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。

③団体が、客観的にも実質的にも存在しているという実態が、権利能力付与の前提です。

※ 区域が、他の自治会等の区域と重複する場合は、十分に調整して下さい。

## (3)構成員

**その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。**

※ 構成員は、「**区域に住所を有する個人**」で、区域に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

※ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。

※ 構成員は、区域内に住所を有する「**自然人たる個人**」に限られます。ただし、区域内に住所を有する法人や組合等の団体を、その自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることは構いません。

※ 構成員を「**世帯**」とすることは認められません。

※ 自治会等を構成員とする「自治会等の連合体」もこの要件を満たすものとは言えません。ただし、自治会等の連合体と称していても、個人を構成員とするものであれば構いません。

※「その相当数の者が現に構成員となっていること」について、「相当数」の者とは、その区域の全住民の2分の1以上をいいます。

※「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された構成員名簿（➡7 ページ(4)構成員名簿）により確認します。

#### (4)規約

##### 規約を定めていること。

次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。

規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限がありません。

##### ①目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

##### ②名称

地方自治法上は、何らの制約もありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、それに従う必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

##### ③区域

「八街市八街〇全域」や「八街市八街〇××番地△△から××番地□□まで、××番地△△及び□□」といった表示が考えられます。

##### ④主たる事務所の所在地

「事務所」とは、地縁による団体について、一を限りに設けられた主たる事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。

事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。

定め方としては、住居表示または地番及び家屋番号によるほか、「この会は、事務所を会長の自宅に置く。」という方法も考えられます。

##### ⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかななくてはなりません。

構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入及び脱退に係る手続き事項を定めてください。

## ⑥代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。

地縁による団体においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものでないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者一人としています。

地方自治法第 260 条の 5 から第 260 条の 10 までに、代表者に関する事項が定められていますので、ご注意ください。

## ⑦会議に関する事項

少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。構成員の表決権は、原則として平等です。

令和 4 年 5 月の地方自治法一部改正により、一定の条件を満たせば、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことができるようになりました（令和 4 年 8 月 20 日施行）。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

なお、地方自治法第 260 条の 13 から第 260 の 19 の 2 までに、会議に関する事項が定められていますので、ご注意ください。

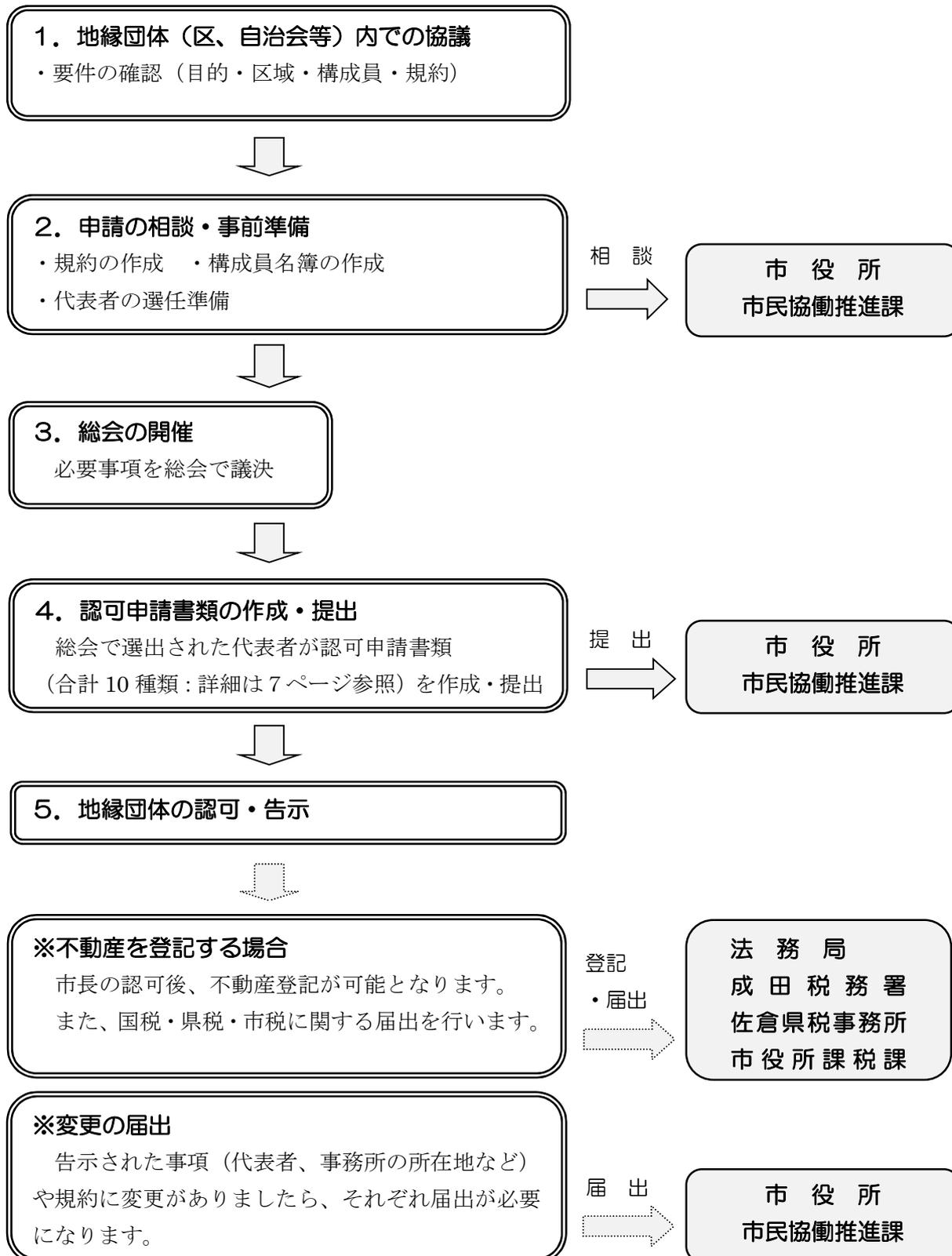
## ⑧資産に関する事項

少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も、「(例) この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

## II. 認可申請手続き

### 1 地縁団体の認可までの手続きの流れ



※手続き等の詳細については、7ページ以降を参照してください。

## 2 認可申請

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

**(1) 認可申請書 (☞30 ページ 様式第 1 号)**

※認可申請書には、次の(2)～(10)の書類を添付してください。

**(2) 規約 (☞4、5 ページの各事項を定めたもの)**

※作成にあたっては、15 ページの規約作成例を参照してください。

**(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類**

(総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの)

※作成にあたっては、26～27 ページの総会議事録作成例を参照してください。

**(4) 構成員名簿 (☞31 ページ 様式第 2 号)**

**(5) 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類**

(自治会等で作成した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等)

**(6) 申請者が代表者であることを証する書類**

・代表者選任についての記載がある議事録の写し

※(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類の中に、代表者選任の記録があるか確認し、ない場合はその記録も添付してください。

・代表者になることについての代表者の承諾書 (代表者の署名・押印)  
(☞32 ページ 様式第 3 号)

**(7) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無**

(☞33 ページ 様式第 4 号)

**(8) 代理人の有無 (☞34 ページ 様式第 5 号)**

**(9) 区域を表示した地図**

※市役所都市計画課発行の 10,000 分の 1 又は 2,500 分の 1 の白図 (有料) などを利用して作成してください。

**(10) 区域内の人口及び世帯数を記載した書類 (☞35 ページ 様式第 6 号)**

### 3 申請にあたっての注意点

認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件を満たすよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前に市民協働推進課にご相談ください。

### 4 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。（告示までの期間は、概ね2週間程度かかります。）この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

#### 【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日（森林組合法第100条の22第3項の通知があった場合は、同法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日）

### 5 不認可の決定に対する異議申立て

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。この異議申立ての詳細については、お問い合わせください。

## Ⅲ. 認可後の地縁団体について

---

### 1 認可地縁団体の印鑑登録

---

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。なお、登録できる印鑑は、1 団体につき 1 個です。

**(1) 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。(代理人による申請は、委任状が必要となります。)**

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書 (☞59 ページ 様式第 1 号)
- ② 代表者の印鑑 (市役所市民課に印鑑登録をしてあるもの)
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書 1 通
- ④ 登録をする団体の印鑑

**(2) 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。**

- ① ゴム印その他の変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1 辺の長さが 8mm の正方形に収まるもの又は 1 辺の長さが 30mm の正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

**(3) 登録印の改廃について**

申請書は市民協働推進課に用意してありますので、詳細についてはお問い合わせください。

### 2 各種証明書の発行

---

**(1) 認可地縁団体の証明書 (☞36 ページ 様式第 7 号)**

認可地縁団体の証明書は、どなたでも請求することができます。証明書交付請求書により市役所市民協働推進課まで請求してください。

証明書の交付手数料は、1 通につき 300 円です。

**(2) 印鑑登録証明書 (☞61 ページ 様式第 3 号)**

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により市役所市民協働推進課まで申請してください。印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。

証明書の交付手数料は、1 通につき 300 円です。

### 3 不動産登記

---

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の手続きや必要書類等の詳細については、千葉地方法務局 佐倉支局へお問い合わせください。

千葉地方法務局 佐倉支局

〒285-0811 佐倉市表町 1-20-11 電話：043-484-1222（代表）

※ 自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は「委任の終了」となり、その日付は「市長の認可の日」となります。

※ 認可地縁団体は、下記のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

① 保有資産（不動産）の増減

② 登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※ 代表者名の変更は、登記事項ではないので、変更登記の必要はありません。ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には、変更登記が必要となります。  
（事務所所在地が代表者宅で、八街市〇〇××番地△△に置くとした場合）

### 4 税の申告について（詳細は、各機関へお問い合わせください。）

---

#### (1) 法人の設立届

以下の各機関へ届出をします。届出には、市で発行する認可地縁団体の証明書が必要となります。

成田税務署 〒286-8501 成田市加良部 1-15 電話：0476-28-5151（代表）

佐倉県税事務所事業税間税課 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1

市役所課税課 第1庁舎1階 電話：043-483-1114

市役所課税課 第1庁舎1階 電話：443-1116

#### (2) 税の申告

##### ① 収益事業を行った場合

成田税務署、佐倉県税事務所事業税間税課、市役所課税課へ申告します。

※事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に申告する必要があります。

##### ② 収益事業を行わない場合

佐倉県税事務所事業税間税課、市役所課税課へ均等割の申告をします。

（成田税務署への申告は不要です。）

※毎年4月末日の1週間前までに申告します。

##### ③ 源泉所得税、消費税について

成田税務署へお問い合わせください。

## 5 各種課税関係

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。詳細については、各機関へお問い合わせください。

### (1)市税

- ①法人市民税（市役所課税課） 減免措置あり
- ②固定資産税（市役所課税課） 減免措置あり

### (2)県税

- ①法人県民税（佐倉県税事務所事業税間税課） 減免措置あり  
※収益事業を行わない場合は、課税されません。
- ②不動産取得税（佐倉県税事務所事業税間税課） 減免措置あり

### (3)国税

- ①法人税（成田税務署）  
※収益事業を行わない場合は、課税されません。（法人事業税も課税されません。）
- ②登録免許税（法務局）

### ■認可地縁団体への各種課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置 ※1	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	不動産を取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※1 一定の条件を満たす必要がありますので、詳細は課税課へお問い合わせください。

## 6 告示された事項に変更があった場合 (☞37 ページ 様式第 8 号)

---

告示事項 (☞8 ページ参照) に変更があった場合は、告示事項変更届出書及び変更があった旨を証する書類 (総会の議事録) に、それぞれの告示事項ごとに必要な書類 (代表者変更の場合は代表者の承諾書等) を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

## 7 規約を変更する場合 (☞38 ページ 様式第 9 号)

---

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、市長の認可後、別途「告示事項変更届出書」の提出が必要となります。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類 (総会の議事録の写し)

※地方自治法 260 条の 3 第 2 項の規定により、規約変更の効力発生は、市長の認可後となります。

## 8 財産目録・構成員名簿の作成 (地方自治法第 260 条の 4)

---

### (1) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年 1~3 月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度終了時に財産目録を作成する必要があります。

### (2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

## 9 団体が解散したとき (☞14 ページ 「2 解散」参照)

---

団体が解散した場合は、市長に対する届出 (市長による解散告示) 及び清算に伴う債権申出の催告 (官報による公告) 手続きが必要になります。

## 10 その他

---

### (1) 通常総会の開催 (地方自治法第 260 条の 13、15~19 の 2)

- ・代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも 5 日前までに、会議の目的たる事項を示し、規約に

定められた方法に従って行ってください。

- ・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。
- ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議に代えて書面又は電磁的方法による決議も可能です。(P5 ページ 「⑦会議に関する事項」参照)

## (2) 認可地縁団体の代表者その他の代理人が、その職務上、他人に加えた損害は、認可地縁団体に賠償責任があります。

(地方自治法第 260 条の 2 第 15 項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 78 条準用))

## (3) 認可後の地縁による団体の性格

### ① その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止

(地方自治法第 260 条の 2 第 7 項)

認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つですので、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。

なお、その者の加入によって地縁による団体の目的や活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も認可要件の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合には、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。

ただし、この正当な理由があるとして加入を拒むことは、実際の運営において極めて例外的な場合に限られるものと考えられます。

### ② 民主的運営・自主的活動の原則 (地方自治法第 260 条の 2 第 8 項)

民主的運営の下に、自主的に活動する。

### ③ 構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止 (地方自治法第 260 条の 2 第 8 項)

### ④ 特定の政党のための利用の禁止 (地方自治法第 260 条の 2 第 9 項)

## ※ 認可地縁団体は、公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

市長により認可を受けた後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりはありません。認可地縁団体の活動について、市から監督や検査を受けることはなく、市との関係は認可の前後で何ら変わるものではありません。

## IV 認可の取り消し・解散・合併

---

### 1 認可の取り消し（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

---

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- (5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

### 2 解散（地方自治法第 260 条の 20～37）

---

認可地縁団体が、以下の 1 つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、市長に対する届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 総構成員の 4 分の 3 以上の承諾がある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠けたとき
- (6) 合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

公告の回数は、令和 4 年 5 月の地方自治法一部改正により、その回数が「3 回以上」から「1 回」とされました。（令和 4 年 8 月 20 日施行）

公告の方法や掲載料金については、官報販売所へお問い合わせください。

千葉県官報販売所

〒260-0013 千葉市中央区 4-9-8 電話：043-222-7635 FAX:043-222-6045

### 3 合併（地方自治法第 260 条の 38～45）

---

令和 4 年 5 月の地方自治法一部改正により、認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました（令和 5 年 4 月 1 日施行）。合併に関する手続き等の詳細については、市民協働推進課へお問い合わせください。

## IV 参考例・様式集

### 1 規約作成例

#### 〇〇自治会規約

##### 第1章 総 則

###### (目的)

第1条 この会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) 福利、厚生等に関すること
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること
- (6) 防火、防犯等に関すること
- (7) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること
- (8) その他目的達成に必要なこと

###### (名称)

第2条 この会は、〇〇自治会と称する。

###### (区域)

第3条 この会の区域は、八街市八街〇全域及び八街市八街〇××番地△△から××番地□□までとする。

###### (主たる事務所の所在地)

第4条 この会は、主たる事務所を八街市八街〇××番地△△に置く。

※「〇〇自治会会則」でもよい。

※目的は、必須項目です。

※地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

左記の例においては、「目的」と「事業」を同一条で規定していますが、別条で規定しても構いません。

※名称は、必須項目です。特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないかご注意ください。

※区域は、必須項目です。町(大字)及び地番又は住居表示により明示します。

※主たる事務所の所在地は、必須項目です。事務所の所在地が、その団体の住所となります。「この会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」としても構いません。

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 この会は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。

2 この会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

### (入退会)

第6条 この会に入会しようとする者は、入会申込書を、退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 住所を区域外に移したとき

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

### (会員の権利義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) この会の各種の事業に参加すること。

(2) この規約に基づく役員の選挙権及び被選挙権を有すること

(3) この会の運営について、自由に意見を発表すること

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 総会において別に定める会費を納入すること

(2) 規約に基づく諸会議に出席するこ

※構成員の資格に関する事項は、必須項目です。

区域に住所を有する個人が全て団体の構成員となり得ること及びその団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。

なお、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格として定めることは、認められません。また、法人や団体は構成員とはなりません。

※加入及び脱退に係わる手続きについて定めてください。

ただし、加入(脱退)手続きは、加入(脱退)の意思が団体として確認できるものにとどめ、加入(脱退)に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

と

(3) 規約及び規約に定められた諸会議の決定に従うこと

3 退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 監事 〇名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命をうけて会務を分担し、構成員名簿その他の必要書類を作成する。

4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の資産及び会計事務を処理する。

5 班長は、班員と役員会との連絡にあたる。

6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この会の会計及び資産の状況を監

※「代表者に関する事項」は、必須項目です。

代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務がある場合は、その事項を定めてください。

なお、代表者は、必ず1名おいてください。

地方自治法第260条の5～10までの規定にご注意ください。

※役員を選任は、総会において行うことが適当です。

※役員職務については、職務の内容を明らかにしてください。

※副会長による会長の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出しなくてはなりません。

※監事は、規約又は総会の決議で、1名又は数名おくことができます。その際の職務は、左記第9条第6項のとおり

査すること

- (2) この会の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求又は総会を招集すること。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は、〇年とする。  
ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
  - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

- 第12条 役員報酬は、別に定めるものとする。

## 第4章 総会

(種別)

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年〇月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第10条第6項第4

です。

なお、監事は、会務の執行を監査する役職上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。

※役員任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずる可能性があります。

また、事務執行上支障がないよう、左記第11条第3項の定めを置くことが望まれます。

役員解任手続きを定める場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、左記第11条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

※「会議に関する事項」は、必須項目です。

通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めてください。通常総会は毎年1回以上開催しなければなりません。ただし、一定の条件を満たせば、総会を開催せず書面又は電磁的方法により決議することができます。

号の規定による請求若しくは同号の規定による招集の請求又は召集があったときに開催する。

(構成)

第14条 総会は、全会員で構成する。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第10条第6項第4号の規定によるときは、監事が招集することができる。

2 会長は、第13条第3項の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開会の日から5日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、文書をもって会員へ通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席

※左記第13条第3項の5分の1以上の定数は、規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意する必要があります。

※地縁による団体の事務は、規約をもって役員会等に委任したものを除き、全て総会の決議をもって行うこととなります。ただし、規約の改正、解散決議など法律上総会の権限とされている事項、事業計画・事業報告・予算・決算など地縁による団体にとって重要な事項は、総会の決議または承認にかからしめることが必要です。

※総会の開催権限は、会長が有するものですが、第13条第3項に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては、総会を招集する必要があります。したがって左記第16条第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

※総会の招集は、少なくとも5日前までにその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければいけません。

※会長は、会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と定めることも可能です。

で成立する。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権等)

第20条 会員は、平等に表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録等)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状及び表決書面の提出者を含む。)

(3) 議決事項及び賛成、反対等の人数

(4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

※総会の議事録は、その都度必ず作成してください。また、作成後は忘れずに議長、議事録署名人(2名以上)の署名押印をしてください。

- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(構成)

第22条 役員会は、役員(監事を除く。以下、この章において同じ。)をもって構成する。

(権限)

第23条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに会長が招集する。

2 会長は、前項の規定による招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

※監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しない(表決権等を有しない)こととするのが適当です。ただし、役員会には出席し、会務の適切な執行のため意見を述べるべきと考えられます。

(定足数等)

第26条 役員会には、第18条から第21条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 別に定める財産目録記載の資産
- 2 会費
- 3 活動に伴う収入
- 4 資産から生ずる果実
- 5 その他の収入

(資産の取得)

第28条 会費は、総会において定める金額を全会員から徴収する。

- 2 前項に定めるも以外の資産取得は、役員会の議決による。

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この会の資産は、収支予算の定めるところにより、資産をもって支弁する。

- 2 会員には、役員会で定める額の弔慰金を支払うことができる。
- 3 役員又は総会若しくは役員会で決定された者が、会務で出張した場合は、役員会で定める額の交通費及び食費を支給することができる。

※「資産に関する事項」は、必須項目です。資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

資産の構成は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることできます。

※会費は、構成員にとっても地縁による団体にとっても重要事項ですので、規約に金額を含めて定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、前段の場合、金額の変更は、この規約作成例34条の規約の変更手続きが必要になります。

4 役員会の決定により庶務を専任して担当する者を置いた場合には、役員会で定める額の手当を支給することができる。

5 前3項の金額の定めは、総会の承認を得るものとする。

(資産の処分)

第31条 前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の議決による。

(事業計画及び予算)

第32条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成し、毎事業年度(会計年度)開始前に、総会の議決を経て定められなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画書及び収支予算書が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を受け、毎事業年度(会計年度)終了後、〇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第34条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※別段の定めを置いても構いません。ただし、当該処分に剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることはできません。

※事業計画、事業報告、予算、決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決または承認にかからしめることが必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要になりますが、通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に1回行うのが通例です。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないこととなりますので、左記のように定めておくことが、実務上適当です。

※1月1日から12月31日までとする例もあります。

## 第7章 規約の変更

### (規約の変更)

第35条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の同意を得て八街市長の認可を受けて変更することができる。

## 第8章 雑 則

### (備付け帳簿及び書類)

第36条 この会の事務所には、次の書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が、目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

### (解散)

第37条 この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

### (解散時の残余財産の処分)

第38条 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に合致する団体に寄付するものとする。

### (執行細則の委任)

第39条 この規約の執行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に

※「規約の変更」は、八街市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。

※左記定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには、慎重であるべきです。

※構成員名簿と財産目録は、必ず作成し、事務所に備え置かなければなりません。

※解散の事由を定めることもできます。

※残余財産の帰属権利者を決定する議決は、地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に、全会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

※諸々の規定（弔慰金・見舞金・旅費・選挙・表彰・役員報酬等）が考えられます。

定める。

#### 附 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

※附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項・第3項を定めることが適当です。

※規約の変更は、八街市長の認可を要します。その際は、例えば「改正後、規約は八街市長の認可を受けた日から施行する。」となります。

## 2 総会議事録作成例

---

### 年度 ○○自治会通常総会議事録

1. 日 時 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分

2. 会 場 ○○自治会集会所

3. 議 事
- ① 法人化の認可申請について
  - ② 区域の確定（変更）について
  - ③ 規約の制定（変更）について
  - ④ 構成員の確定について
  - ⑤ 事業報告、決算、事業計画、予算の承認について
  - ⑥ 代表者の決定について

#### 4. 議長選出

規約第 条第 項の規定により、○○○○氏を議長に選出した。

#### 5. 議事録署名人の選任

規約第 条第 項の規定により、○○○○氏及び○○○○氏を議事録署名人に選任した。

#### 6. 総会の成立

規約第 条第 項のとおり、総数○○○名のうち、出席○○名、委任状○○名、欠席○○名で、出席及び委任状提出者が○○名であり、総会定足数を満たすため、総会が成立した。

#### 7. 議事の審議

- ① 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
- ② 区域の確定（変更）については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
- ③ ○○自治会規約の制定（改定）については、出席者の全員（4分の3）をもって可決した。
- ④ 構成員の確定については、出席者全員（過半数）をもって同意した。
- ⑤ 事業報告、決算、事業計画、予算の承認については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
- ⑥ ○○○○氏を○○自治会の代表者とすることについて、出席者全員（過半

数)をもって可決した。

以上の議事録は、通常総会の議事内容に相違ないことを認めます。

年 月 日

議 長 ○○ ○○ ⑩

議事録署名人 ○○ ○○ ⑩

議事録署名人 ○○ ○○ ⑩

### 3 財産目録作成例

〇〇自治会財産目録		
	年 月 日 作成	
	作成者 氏 名	⑩
	住 所	
科 目	金 額	
I 資産の部		
1 現金預金		
現金 現金手許有高	××××	
普通預金 〇〇銀行〇〇支店	××××	
未収会費 ××年度会費 名分	××××	
.....		
流動資産合計	××××	
2 固定資産		
土地 〇〇平米	××××	
建物 〇〇平米	××××	
利付国債 〇〇銘柄	××××	
.....		
固定資産合計	××××	
資産合計		××××
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金 〇〇銀行〇〇支店		
.....		
流動負債合計		××××
2 固定負債		
長期借入金 〇〇銀行〇〇支店	××××	
.....	××××	
固定負債合計	××××	
負債合計		××××
正味財産		××××

## 注 財産目録に係る科目及び取扱要領

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
流動資産	現金預金 受取手形 未収会費 未収金 前払金 有価証券	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等  市場性のある一時的所有の株式、債権等
固定資産	土地 建物 建築物 車両運搬具 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金 投資有価証券 減価償却引当預金 〇〇〇〇積立預金	固定資産の減価償却を行っている場合は、減価償却累計額を示すこと。  建設中または制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む。）  固定資産の減価償却額を特定預金とした場合の預金

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
流動負債	支払手形 未払金 前受金 短期借入金	事業費支出等の未払額 会費収入等の前受額 返済期限が1年未満の借入金
固定負債	長期借入金	返済期間が1年以上の借入金

## 4 申請書等の様式

---

様式第1号

年 月 日

(宛先) 八街市長

認可を受けようとする地縁による団体の  
名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名及び住所

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 7 代理人の有無
- 8 区域を表示した地図
- 9 区域内の人口及び世帯数を記載した書類



## 就任承諾書

令和 年 月 日における 総会において選出を受けた の  
代表者としての就任を承諾いたします。

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会宛て  
総会議長△△△△宛て 各1通必要

御中 (様)

住 所  
氏 名

印

様式第4号

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

\_\_\_\_\_  
代表者名

\_\_\_\_\_  
⑩

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

- (1) 有
- (2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(2) 無

---

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

## 代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

⑩

### 1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 住所

氏名

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

## 区域内の人口及び世帯数

地縁による団体の名称

代表者名

印

1. 人口 人

2. 世帯数 世帯

3. 作成日 年 月 日

---

※ 「1. 人口」「2. 世帯数」は、会員以外の未加入者も含めた区域内の総数を記載してください。

様式第7号

## 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

年 月 日

八街市長 様

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所の所在地	

上記団体に係る認可地縁団体告示事項証明書\_\_\_\_\_部の交付を請求します。

住 所  
請求者  
氏 名

### 事務処理欄

受付印	課長	係長	係員
	決裁年月日		公印使用確認
	年 月 日		
	別添のとおり交付してよろしいか伺います。		
手数料納付日		証明書交付日	
年 月 日		年 月 日	

年 月 日

(宛先) 八街市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者の住所及び氏名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

(宛先) 八街市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名及び住所

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約の変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

## V. 参考法令

### 1 地方自治法（地方自治法施行規則（省令）他関係法令を含む。）

#### 第260条の2(地縁による団体)

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
  - (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
  - (4) 規約を定めていること。

#### 省令第18条

地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
  - (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - (3) 構成員の名簿
  - (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - (5) 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 区域
  - (4) 主たる事務所の所在地

- (5) 構成員の資格に関する事項
  - (6) 代表者に関する事項
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) 資産に関する事項
- ④ 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
  - ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
  - ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
  - ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
  - ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
  - ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
  - ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、自治省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

### 省令第19条

地方自治法第260条の2第10項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第4項及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

(2) 土地改良法第76条の13第3項の通知があった場合

- イ～チ 略（前号と同じ）

- リ 土地改良法第76条の12第22項第5号の日又は同法第76条の13第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- (3) 森林組合法第100条の22第3項の通知があった場合
- イ～チ 略（前々号と同じ）
- リ 森林組合法第100条の20第22項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- (4) 解散した場合（破産による場合を除く。）
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日
- (5) 清算終了の場合
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日
- (6) 前2号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合
- 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容
- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

### 省令第20条

地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を

求めることができる。

### **省令第21条**

地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

- 2 市町村長は、第19条及び第22条の2の4に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
- 3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

- ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

### **一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)**

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2 条第6号に規定する公益法人等とみなす。（以下略）
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

### **第260条の3(規約の変更)**

認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### **第260条の4(財産目録及び構成員名簿)**

認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

#### **第260条の5(代表者)**

認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

#### **第260条の6(認可地縁団体の代表)**

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

#### **第260条の7(代表者の代表権の制限)**

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

#### **第260条の8(代表者の代理行為の委任)**

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

#### **第260条の9(仮代表者)**

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

#### **第260条の10(利益相反行為)**

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

### **第260条の11(監事)**

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

### **第260条の12(監事の職務)**

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

### **第260条の13(通常総会)**

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

### **第260条の14(臨時総会)**

認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

### **第260条の15(総会の招集)**

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

### **第260条の16(認可地縁団体の事務の執行)**

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

### **第260条の17(総会の決議事項)**

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

## 第260条の18(構成員の表決権)

認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

### 省令第22条の2

地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
  - (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- ④ 前2項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

## 第260条の19(表決権のない場合)

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

## 第260条の19の2(書面又は電磁的方法による決議)

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

## 省令第22条の2の2

認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方法

3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- ② この法律又は規約により総会において決議するものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

## 第260条の20(認可地縁団体の解散事由)

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと
- (6) 合併

## 第260条の21(認可地縁団体の解散決議)

認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

## 第260条の22(認可地縁団体についての破産手続の開始)

認可地縁団体はその債務につきその財産をもって完済することができなくなっ

た場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産  
手続開始の決定をする

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければ  
ならない。

### **第260条の23(清算認可地縁団体)**

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至  
るまではなお存続するものとみなす。

### **第260条の24(清算人)**

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場  
合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、  
又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

### **第260条の25(裁判所による清算人の選任)**

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を  
生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により  
又は職権で、清算人を選任することができる。

### **第260条の26(清算人の解任)**

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により  
又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

### **第260条の27(清算人の職務及び権限)**

認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
  - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
  - (3) 残余財産の引渡し
- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすること  
ができる。

### **第260条の28(債権申出の催告等)**

認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、  
一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場  
合において、その期間は、2月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥され  
るべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除  
斥することができない。

- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第1項の公告は、官報に掲載してする。

### **第260条の29(期間経過後の債権の申出)**

前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

### **第260条の30(清算認可地縁団体についての破産手続の開始)**

清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

### **第260条の31(残余財産の帰属)**

解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

### **第260条の32(裁判所による監督)**

認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

### **第260条の33(清算終了の届出)**

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

### **第260条の34(事件の管轄)**

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

### **第260条の35(不服申立ての制限)**

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

### **第260条の36(裁判所の選任する清算人等の報酬)**

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

### **第260条の37(検査役の選任)**

裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

### **第260条の38(認可地縁団体の合併)**

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

### **第260条の39(認可地縁団体の合併の決議)**

認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中に「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

## 第260条の40(合併の認可後の手続き)

認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これを主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

## 第260条の41(合併に対する異議)

債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

### 省令第22条の2の3

地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

## 第260条の42(合併により認可地縁団体を設立する場合の事務)

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

## 第260条の43(合併後の権利義務の承継)

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を継承する。

#### **第260条の44(合併の告示)**

市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものとみなす。
- ④ 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があった場合について準用する。

#### **省令第22条の2の4**

地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 合併後の認可地縁団体の名称
- (2) 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- (3) 合併後の認可地縁団体の区域
- (4) 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- (5) 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- (6) 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が船員されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- (10) 合併前の各認可地縁団体の名称
- (11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

#### **第260条の46(不動産登記法の特例の申請手続)**

認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

### 省令第22条の2の5

地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を

下ってはならない。

### 省令第22条の3

地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - (2) 前条第2項に規定する申請書の書式に記載された申請不動産に関する事項
  - (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
  - (4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は別記のとおりとする。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

### 省令第22条の4

地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

- ⑤ 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

## 省令第22条の5

地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

## 第260条の47(不動産登記法の特例)

不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

## 第260条の48(過料に処すべき行為)

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

## 省令様式

申請書様式（第18条関係）

届出書様式（第20条関係）

台帳様式（第21条関係）

} 略

## 八街市認可地縁団体印鑑条例

平成5年12月22日条例第17号  
改正 平成20年9月29日条例第24号

### 八街市認可地縁団体印鑑条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

#### (登録資格)

**第2条** 認可地縁団体印鑑の登録を受けすることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときにあっては、当該各号に定める者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

一部改正〔平成20年条例24号〕

#### (登録の申請)

**第3条** 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けすることができる者(以下「代表者等」という。)であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面で自ら市長に対して申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録を申請する書面には、八街市印鑑条例(昭和51年条例第19号)に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。

#### (登録)

**第4条** 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

#### (登録印鑑)

**第5条** 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体について1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの

(4) その他市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの  
(登録事項)

**第6条** 市長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他市長が必要と認める事項  
(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

**第7条** 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

**第8条** 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により認可地縁団体印鑑登録原票を複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録事項の修正)

**第9条** 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録をまつ消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

**第 10 条** 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、代表者等の個人印鑑を押印した書面により、直ちに自ら市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録のまっ消)

**第 11 条** 市長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録をまっ消するものとする。

2 市長は、前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録をまっ消するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。

(2) 法第 260 条の 20 の規定により認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として不適当と市長が認めることとなったとき。

(4) その他認可地縁団体印鑑の登録をまっ消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 市長は、前項第 3 号又は第 4 号の規定により認可地縁団体印鑑の登録をまっ消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 24 号〕

(代理人による申請)

**第 12 条** 地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 4 条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第 7 条第 1 項及び第 10 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

**第 13 条** 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

**第 14 条** 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(委任)

**第 15 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 29 日条例第 24 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、八街市認可地縁団体印鑑条例(平成5年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保管)

**第2条** 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を登録番号順に整理し、保管するものとする。ただし、登録を抹消した認可地縁団体印鑑登録原票については、抹消年月日順に整理し、保管するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録申請書)

**第3条** 条例第3条第1項に規定する認可地縁団体印鑑の登録の申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書(別記様式第1号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

**第4条** 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票の様式は、別記様式第2号とする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書)

**第5条** 条例第7条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(別記様式第3号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

**第6条** 条例第8条第1号に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書の様式は、別記様式第4号とする。

(認可地縁団体印鑑登録廃止申請書)

**第7条** 条例第10条に規定する認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(別記様式第5号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録抹消通知書)

**第8条** 条例第11条第3項に規定する認可地縁団体印鑑の登録の抹消の通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(書類の保存期間)

**第9条** 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
- (2) 前号に掲げる書類以外の書類 2年

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

八街市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	( ) 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 1 本人 住所  
2 代理人 氏名 印

## (注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。なお、代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 「(登録資格)氏名」欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「(登録資格)氏名」欄の印には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。

様式第2号(第4条)

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号	第 号	登録 年月日	年 月 日	まっ消年月日	年 月 日
------	-----	-----------	-------	--------	-------

印 鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
	認可地縁団体の認可年月日		年 月 日
	(登録資格) 氏 名		( )
	生 年 月 日		年 月 日
	住 所		
	登録事項修正	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

八街市長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	( )
	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。		
申請者	1 本人 住所	
	2 代理人 氏名	☑

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。なお、代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(登録資格)氏名」欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

様式第4号(第8条)

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	(登録資格) 氏名	( )
	生年月日	年月日

この写しは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

八街市長

印

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

八街市長 様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	( ) 印
	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。		
申請者	1 本人 住所	
	2 代理人 氏名	印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。なお、代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(登録資格)氏名」欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を「(登録資格)氏名」欄の印に押印してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

様式第6号(第11条)

第 号  
年 月 日

様

八街市長 印

認可地縁団体印鑑登録まっ消通知書

貴認可地縁団体印鑑の登録を下記のとおりまっ消したので通知します。

記

- |          |       |
|----------|-------|
| 1 登録番号   | 第 号   |
| 2 登録年月日  | 年 月 日 |
| 3 まっ消年月日 | 年 月 日 |
| 4 まっ消の事由 |       |